

平成23年9月20日

関東東北産業保安監督部

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく く嚴重注意について

関東東北産業保安監督部は、エネックス株式会社東松山営業所に対して、液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査を行いました。

その結果、同法に定める業務主任者の代理者を選任していなかったことが判明したため、本日、同社に対して嚴重に注意し、再発防止策の策定及びその報告を求めることとしました。

1. 事実関係

関東東北産業保安監督部は、平成23年7月28日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号、以下「法」という。）に基づく立入検査を行いました。

その結果、法第21条に規定する業務主任者の代理者について、選任されていなかったことを確認しました。

2. 処分の概要

関東東北産業保安監督部は、同社に対し不備のあった以下の事項について関東東北産業保安監督部長より嚴重注意文書の交付を行い改善を求めました。

- （1）法第21条に定める業務主任者の代理者について、法の定めに違反し選任されていなかった。
- （2）緊急時対応について、30分以内に到着できない消費者が相当数存在している。

3. 今後の対応

関東東北産業保安監督部は、同社に対して再発防止を図るため、法令遵守のための社内管理体制の整備を図り、役職員を含めた社内での適切な保安教育の実施等再発防止策策定と今後1年間再発防止の実施状況を四半期毎に報告することを求めることとしました。

(参考)

エネックス株式会社

- ・ 本社：東京都東村山市本町2-19-4
- ・ 代表者：榎本弘容（代表取締役）
- ・ 事業所：久米川営業所、入間営業所、東松山営業所、福生営業所

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

課長：天野

担当者：横田・内田・楠瀬^{くすのせ}

電話：048-600-0294（ダイヤルイン）